

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第8回

金融機関における 法定調書作成上の課題と対応

NETデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント 松川 あゆみ

今回は、金融機関の法定調書作成における事務・システム対応上の課題を中心に解説する。

税務処理の課題と番号制度導入への期待

法定調書とは、「所得税法」「相続税法」「租税特別措置法」「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」(以下、「国外送金等調書法」)の規定により税務署に提出が義務付けられている書類をいう。現在、未施行のものを含めて59種類の法定調書がある。以下に、その代表例を示す。

- 所得税法に規定するもの…生命保険契約等の一時金の支払調

書

- 相続税法に規定するもの…損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書

- 租税特別措置法に規定するもの…特定口座年間取引報告書
- 国外送金等調書法に規定するもの…国外送金等調書

ここで支払調書とは、所得税法等の規定により、支払者が受領者ごとの取引等の内容を税務署に提出しなければならないとされている書類をいう。支払調書を含む法定調書は税務署が納税の適切性を検証するためのエビデンスであり、正確さが要求される(図表の①参照)。

税務署や市町村では納税の適切性検証のために、法定調書と

納税申告書等の突合を行っている。国税庁および総務省の番号制度説明資料(注1)によると、書類の種類によって提出時期が異なることから、転居、結婚等による住所、氏名の不一致が発生し、名寄せを行うことが困難となっている。

番号制度の導入は、この名寄せ問題を解消しうるものとして期待されている。個人番号または法人番号が付与されることにより、突合処理の効率化および税務調査における総合的な情報活用などが見込まれる。

金融機関の課題

次に、金融機関にとっての番号制度導入後の課題を、番号取

得から法定調書発行までのシーンに沿って考察する。

シーン1…番号および関連情報の取得

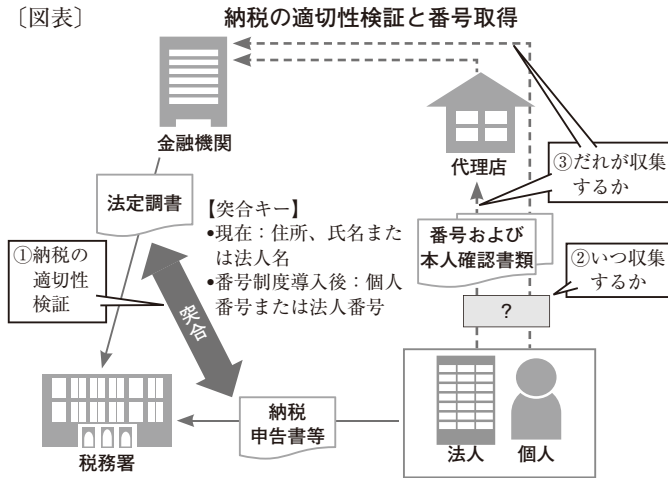
① 単純な番号誤り

顧客からの番号取得にあたって起こる可能性がある誤りとして、まず「単純な番号誤り」があげられる。個人番号に関して本人確認書類との突合を行うほか、個人番号のチェックデジット(注2)で番号の真正性確認がある程度可能となる。個人番号カードを利用すれば電子的な本人確認を行うことができるため、番号の真正性および正確性が担保されるだろう。法人番号に関しては、場合によって法人番号を確認できる書類の提出を求める一方で、国税庁ホームページで公開されている情報との突合によって確認ができる。また、法人番号のチェックデジットでも番号の真正性確認がある程度可能となっている。

② 別人または別法人の番号との取り違い

既存契約者の番号を取得した際には、「別人または別法人の番号との取り違い」が考えられ

〔図表〕



先述述べたように契約期間が長いものは、契約から法定調書作成までの間に番号が変わってしまう可能性もある。したがって、調書作成直前のタイミングで番号取得することが合理的な場合もあると思われる（図表の②を参照）。

将来的には、金融機関に対して、番号変更があったことを政府から通知することも考えられるのではないだろうか。

顧客にとって、会社別、商品別に満期や保険金等支払いのつど、番号を申告することは大きな手間になる。また、何度も個人番号を外部に教えることにリスクを感じることもありうる。顧客に忌避感をもたれないようにするために、「だれがいつ番号を取得するか」については、慎重な対応が求められる。このため、会社ごとに別々に対応するのではなく、業態ごとの共同センターによる一括処理等も検討に値するのではないだろうか。

次回は、番号制度に関する政省令の動向について解説する予定である。

（注）1 マイナンバー・税務執行
 ディスカッショングループ第1回資料、および「月刊LASDEC」14年2月号「自治体の税担当部署における業務変化」等。
 2 符号の入力誤りなどを検出するために使用する文字・数字のこと。

る。本人確認書類等により、商品別の顧客データベースに格納されている住所、氏名・法人名と突合し、これらがマッチしないことが判明したときは、その是正も同時に行うことが必要となる。

シーン2…番号および関連情報の最新化
 居住地変更、名称変更、会社統廃合により、住所、氏名・法

人名の両方の情報が変わったり、なんらかの事情によって個人番号が変更された場合は、変更の事実を把握している者が新たな番号や住所、氏名・法人名の変更を金融機関に届け出ない限り、金融機関が変更の事実を把握することがむずかしい。このことが商品、サービスの存続期間が長期にわたる保険契約などで大きな課題となる可能性がある。

顧客にとつて、会社別、商品別に満期や保険金等支払いのつど、番号を申告することは大きな手間になる。また、何度も個人番号を外部に教えることにリスクを感じることもありうる。顧客に忌避感をもたれないようにするために、「だれがいつ番号を取得するか」については、慎重な対応が求められる。このため、会社ごとに別々に対応するのではなく、業態ごとの共同センターによる一括処理等も検討に値するのではないだろうか。

さらに、個人番号は所管法令において定められている保存期間を経過した際、速やかに廃棄する必要もあるため、保存期間をシステムで管理し、期間到来後個人番号を削除する仕掛けの検討が必要である。

番号がユニークキーとなることで、そのメリットばかりが強調されがちであるが、その半面生じるリスクや手間もふまえた対策が必要である。「収集しておしまい」ではなく、収集してから事後処理までを想定した事務・システムの態勢づくりが望まれる。